

グローバル・タックス・サテライト

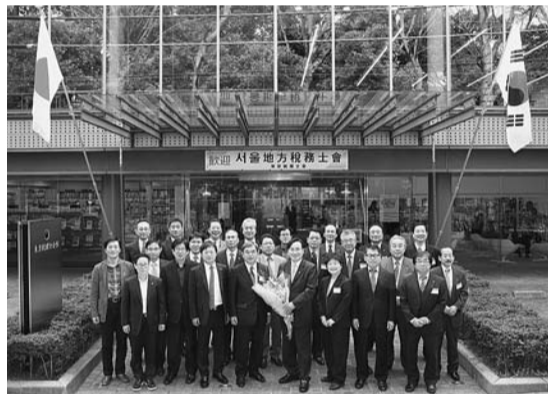
国際部員が見た韓国の税務事情

国際部委員 神田宗豪

第4回 韓国

韓国税制の現状とその背景

日韓ワールドカップ以降、韓流ブームもあり日韓関係はとても良好でしたが、最近是不穏な空気が漂っています。私は様々な分野で民間交流を粛々と進めていけば、近いうちに両国は以前のような友好的な隣国関係に戻るものと信じています。去る4月2日にも長きに渡り交流を続けてきたソウル地方税務士会（韓国では税理士を「税務士」と呼ぶ）の方々が東京税理士会に来訪され、様々な意見交換を行い、親睦を深め、両会の友好関係は揺るぎないものであると確認しました。今回のレポートは、このような交流の中でソウル会の方々から直接レクチャーを受けた生の情報を交え、韓国の税務事情をまとめたものです。



韓国ソウル地方税務士会と東京税理士会との協議会 平成26年4月2日(水)

1. 韓国の概要

日韓の基礎データ対比

	韓国	日本	単位
人口(増加率)	5000.4万人(+0.45%)	1億2751.5万人(-0.22%)	2012
面積	100,188 k m ²	377,960 k m ²	2012
人口密度	499人/k m ²	337人/k m ²	2012
通貨	1054.4韓国ウォン=100円(3月18日現在)		2013
GDP	1,129(十億USドル)	5,960(十億USドル)	2012
1人あたりGDP	22,588ドル	46,706ドル	2012
税理士(1人当たり国民)	10,697人(4,674人)	74,384人(1,714人)	2014
弁護士(1人当たり国民)	10,610人(4,712人)	33,624人(3,792人)	2013

出典：総務省統計局・韓国統計庁・日韓税理(務)士会HP・日韓弁護士会HP

① 極端な輸出依存型経済

韓国の経済は輸出の依存性を無視して語ることはできません。韓国の人口は2012年に5000万人を超えたものの国内の市場は小さく、海外へ積極的に売り込みに行かなければ一定の経済成長を維持することができません。2011年の輸出依存度(輸出額の対GDP比)は日本が14%であるのに対し韓国は49.9%と、なんとGDPの半分に相当します。人口が1億2000万人を超える日本とは異なり、韓国内需はとても弱いのです。人口では日本は韓国の約2.5倍ですが、市場規模での経済波及効果は5~6倍以上あると言われています。韓国が政官民一体となり、オールコリアで海外に自国の文化と製品を売り込みに行くのは、このような経済環境が背景にあるからなのです。

② 強い大統領制政治

ドラスティックな変化を見せる韓国政治の力の源泉は、強い大統領制にあると言えます。1987年に民主化宣言とともに憲法が改正され、5年任期(再選なし)の大統領直選制が制定され今日まで続いています。韓国の大統領の権限は非常に強く、国務大臣や最高裁判所長官の任命権はもちろんのこと、予算案提出権や大統領令制定権など国会運営にも強い影響力を持っています。そのため大統領が変わると経済政策や行政サービス、そして外交に至るまで劇的な変化が生まれるのです。

2008年に就任したイ・ミョンバク大統領は「国民に仕える政府」と宣言し、それを受けた国税庁長官は、国民に信頼される「仕える税制」を提唱しました。具体的には、電子申告の普及に力を入れ、申告書作成、納付、原始証憑保管、税務調査などで納税者が負担する税金以外の費用の縮小に取り組むとし、電子税金計算書制度を強力に推し進めました。

一方、2013年に「増税なき福祉の拡大」を選挙公約に掲げて当選した韓国初の女性大統領のパク・クネ政権は、福祉拡大の財源の約40%を歳入の増加によるものとし、各種所得控除や税額控除の縮小と地下経済の陽性化による税収増を政策に掲げました。控除の縮小は増税であり公約違反だという世論に対し、「新税の創設や税率の引き上げではないので増税ではない」と釈明したため、更なる批判を浴びることとなりました。もう一つの地下経済の掘り起し作業は、税務調査件数を増加させて対応し、その結果として税務訴訟件数が大幅に増加しているとのこと。つい数年前までは納税協力費用の負担軽減を掲げ、電子申告を軸にITシステムによって課税捕捉率を向上させ、税務調査件数を減少させることに躍起になっていた税務行政も、大統領が変わることにより大きく変化したのです。

2. 付加価値税を中心とした韓国の税制

2012年日韓主要税目別国税収入比較
(単位：10億円 ¥100=W1054.4)

国名	税収総額	所得税	法人税	消費税 付加価値税	その他の 税目
韓国	16,101	4,340 (27.0%)	4,356 (27.1%)	5,279 (32.8%)	2,126 (13.2%)
日本	45,283	13,491 (29.8%)	8,808 (19.5%)	10,423 (23.0%)	12,561 (27.7%)

出典：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計」・韓国国税庁

韓国の税制を理解するうえでとても重要なのは日本の消費税にあたる付加価値税制です。法人税や所得税など他の税目に関しては、基本的な体系は日本のものと類似していますが、消費税の申告システムに大きな違いがあります。

韓国の付加価値税は1977年に税率10% (税率変更なし) で導入され、それ以降国税収入の1/3程度を占め続けています。税収額においても韓国税制の中心なのですが、その電子申告データを基に、法人

税、所得税などの課税捕捉が瞬時に行われるなどの点でも、その中心的役割を果たしているといえます。課税期間は1月~6月と7月~12月の年2期で、課税期間終了後、なんと25日以内に申告納付をしなければなりません。

① 住民登録制度を活用した事業者登録番号

韓国では事業者登録番号(納税者番号)として、全国民に出生時から付与されている住民登録番号が活用されています。住民登録番号は、契約の際の本人確認、クレジットカードの作成、WEBサイトでの会員登録、登記手続きなど、事業や生活のあらゆる場面で必要になる番号です。十指の指紋も登録され犯罪捜査の際に活用されることもあります。事業者はこの番号を基に事業者登録を行い、売上と仕入の取引すべてに定型の「税金計算書」というインボイスを作成しこの番号を記載することが義務付けられています。

② クレジットカードと現金領収書

給与所得者がクレジットカードで買い物をするとその金額に応じて所得控除が受けられるという制度があります。消費者向けの現金売上の漏れを補足するために設けられた制度で、カード会社を通じて事業者の売上が把握されます。また、現金で買い物をする場合にも国税庁が形を定めた「現金領収書」を受け取り、所得控除を受けることもできます。

事業者に対してはカード決済又は「現金領収書」の発行が義務付けられております。

③ 付加価値税と電子申告制度

韓国では課税捕捉率(今は75%程度と言われている)を高め、税務調査を減らすために、付加価値税のインボイス方式と電子申告制度がフルに活用されています。日本の電子申告率は50%~60%で、韓国では付加価値税が75%、法人税に関しては90%を超えています。この数字以上に日本の電子申告制度との決定的な違いは、韓国では所得や税額等の申告書記載内容のみならず、全取引のインボイスデータを送信するという点にあり、国税庁はお金の動きを細部に渡るまで把握することができるのです。

④ 会計事務所の仕事の多くは付加価値税電子申告の事務作業

インボイス方式による電子申告は良い側面ばかりではありません。売上仕入の全てに「税金計算書」を作成しなければならず、更にそのデータをインプットして国税庁へ送信するという膨大な事務作業が必要になってくるのです。結果的にその事務作業の担い手は税務士となり、韓国の会計事務所の職員は日々このインプット作業に追われています。そしてこのインプット作業は、事業者のすべての売上仕入の明細をまとめ上げる作業なので、そのまま法人税や所得税の申告に連動してくるのです。

もしあなたに韓国の税務士さんの友達がいるのなら、付加価値税の申告期の1月と7月だけは声をかけず、そっとしておいてあげてください。